

教職員各位

いつもお世話になります。

財形貯蓄（年金・住宅）の制度における育児休業所得に伴う特例措置に関して下記の通りご連絡致します。

記

育児休業等の期間中は財形貯蓄もお休みできるようになります。

平成27年4月1日から、財形非課税年金貯蓄（財形年金貯蓄）及び財形非課税住宅貯蓄（財形住宅貯蓄）制度における「育児休業等取得者の継続適用特例」制度がスタートします。

財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄（以下「財形非課税貯蓄」といいます。）は、定期的な払込を2年間中断すると、利子等に対する非課税措置を受けられなくなってしまい、長期間の育児休業等を取得した方が財形非課税貯蓄を継続できないケースがありました。

今回の制度改正により、**3歳に達するまでの子**について、育児休業等を取得する方については、所定の手続きを行うことで、引き続き利子等に対する非課税措置を受けながら、財形非課税貯蓄を継続できるようになりました。

【注意事項】

●勤務先を通じた事前の手続きが必要です。

育児休業等（産休を含む）を取得する方が、育児休業等期間中の払込を中断するためには育児休業等の開始日までに勤務先を通じて、契約している金融機関に**所定の申告書等**を提出する必要があります。育児休業等開始日後の提出はできませんので、ご注意ください。

●職場復帰直後の払込再開が必要です。

職場復帰後、最初に払込を行うべき日（毎月払込の方であれば、原則、職場復帰後最初の給与支払日）に払込を再開していただく必要があります。（再開されない場合、非課税措置の適用は受けられなくなります。）